



報道関係者 各位

令和3年9月22日

【照会先】

神奈川県労働局労働基準部監督課

監督課長 佐藤 明士

監察監督官 本間 公紀

(電話) 045-211-7351

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和2年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは73.3%～

神奈川県労働局（局長 川口達三）は、このたび、神奈川県内の労働基準監督署（12署）が、令和2年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。以下同じ。）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

令和2年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 150 事業場（実習実施者）のうち 110 事業場（73.3%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（28.7%）、②労働時間（23.3%）、③割増賃金の支払（16.7%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

神奈川県労働局や管内労働基準監督署は、監理団体および実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大又は悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

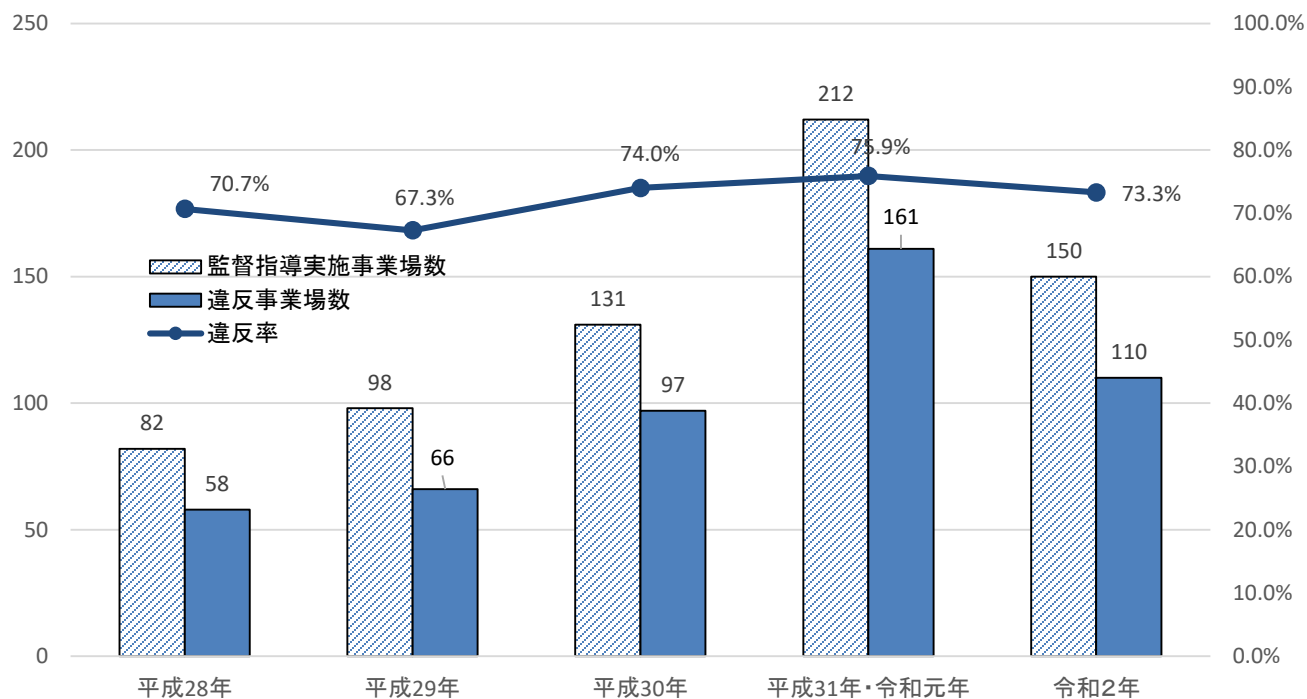
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和2年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和2年）

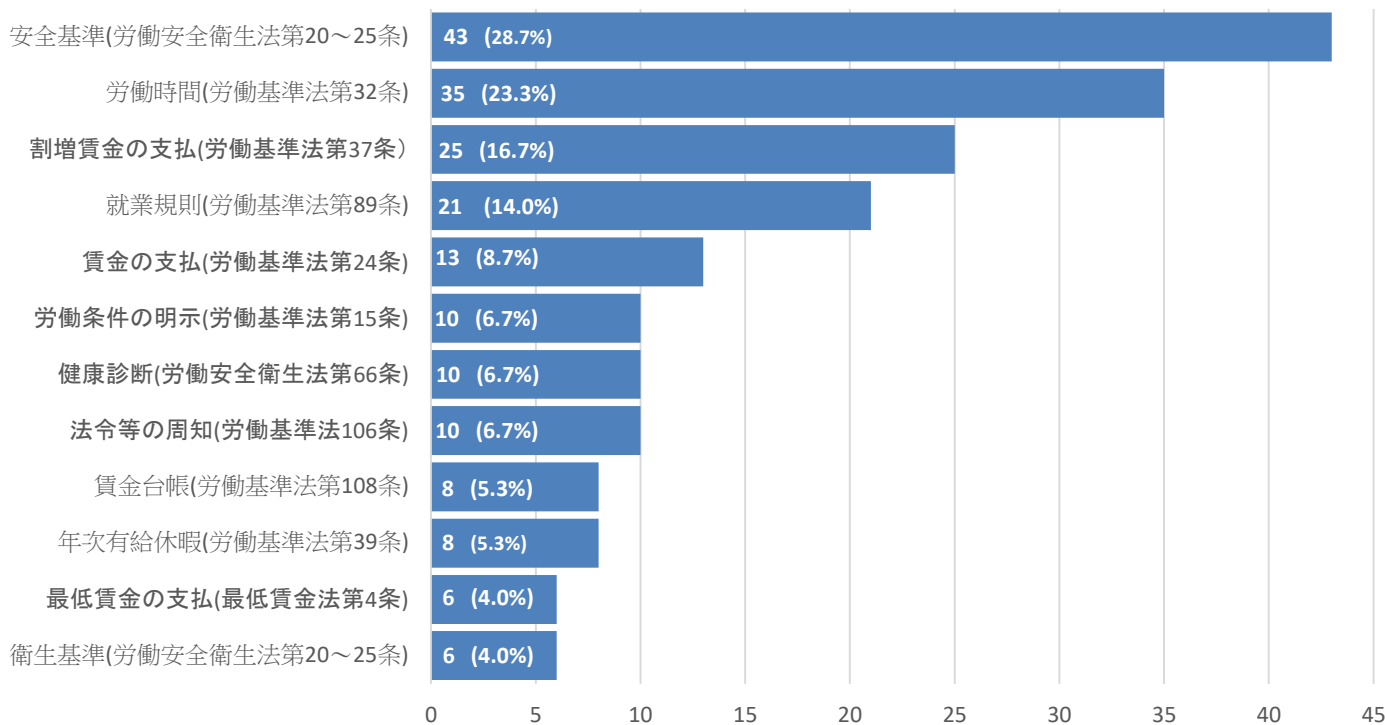
1 監督指導状況

(1) 神奈川県内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して150件の監督指導を実施し、その73.3%に当たる110件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（28.7%）、②労働時間（23.3%）、③割増賃金の支払（16.7%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
			安全基準	労働時間	健康診断
機械・金属	39	28 (71.3%)	安全基準 15(38.5%)	労働時間 9(23.5%)	健康診断 7(17.9%)
食料品製造	23	18(69.6%)	安全基準 8(34.8%)	労働時間 5(21.7%)	就業規則 5(21.7%)
建設	48	39 (81.3%)	安全基準 12(25.0%)	割増賃金の 支払 12(25.0%)	賃金の支払 10(20.8%)
<参考> 全業種	150	110 (73.3%)	安全基準 43(28.7%)	労働時間 35(23.3%)	割増賃金の 支払 25(16.7%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

出入国管理機関からの通報を端緒に監督指導を実施し、違法な時間外労働の是正を指導

概要

- 外国人技能実習機構から、時間外労働に関する労使協定の協定時間を超える時間外労働を行わせている、賃金控除協定に基づき控除した宿舍費の金額を賃金台帳に記入していない、つり上げ荷重1トン未満のクレーンの玉掛業務に関する特別教育を行っていない技能実習生を当該業務に就かせているという通報があったことを端緒に監督実施したもの。
- 技能実習生に対して、
 - ① 時間外労働に関する労使協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせていた。
 - ② 賃金から控除した宿舍費の金額を賃金台帳に記入していなかった。
 - ③ つり上げ荷重1トン未満のクレーンの玉掛業務に就かせるにあたり、安全のための特別の教育を行っていなかった。事実が認められた。

指導内容

- 1 時間外労働に関する労使協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて、是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）

- 2 賃金から控除した宿舍費の金額を賃金台帳に記入していなかったことについて是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第108条（賃金台帳）

- 3 つり上げ荷重1トン未満のクレーンの玉掛業務に就かせるにあたり、安全のための特別の教育を行っていなかったことについて、是正を勧告した

指導事項

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

指導の結果

- 上記各違反・指導事項については、すべて是正・改善されている。

事例 2

出入国管理機関からの通報を端緒に監督指導を実施し、割増賃金未払いの是正を指導

概要

- 出入国管理機関から、技能実習生2名に対して時間外労働に対する割増賃金を支払っていないという通報があったことを端緒に監督を実施したものの。
- 技能実習生に対して、
 - ① 時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかった。
 - ② 時間外労働に関する労使協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせていた。
 - ③ 時間外労働に関する労使協定を労働者に周知していなかった。事実が認められた。

指導内容

- 1 時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかったことについて、是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条（時間外労働の割増賃金）

- 2 時間外労働に関する労使協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）

- 3 時間外労働に関する労使協定を労働者に周知していなかったことについて、是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第37条労働基準法第106条（法令等の周知義務）

指導の結果

- 上記各違反・指導事項については、すべて是正・改善されている。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は5件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は20件（※3）である。
 - ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
(平成28年1件、平成29年3件、平成30年3件、平成31・令和元年3件、令和2年5件)
 - ※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案
(平成28年2件、平成29年5件、平成30年0件、平成31・令和元年71件、令和2年20件)
 - ※3 平成31・元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案46件を含む。
- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしております。